



子育てをサポートします！ すこやか出産祝い金を贈呈します！

次の世代を担うお子さんの誕生を祝福するとともに、健やかな成長を願い、出産祝い金を贈呈します。

◆ 対象となるのは

出生時、村山市に住民登録されたお子さん

◆ 申請者

村山市の住民基本台帳に登録されている父親または母親

◆ 支給要件

今後も村山市に住む意思があること

※里帰り出産など、支給できない場合があります。

◆ 支給額

第1子 10万円

第2子 20万円

第3子 30万円

第4子以降、1子ごとに10万円を増額します。

※第何子の考え方については
裏面をご覧ください。

◆ 手続きの方法

出産から30日以内に申請してください。申請には以下の書類が必要です。

* 村山市すこやか出産祝い金支給申請書（様式第1号）

* 申請者名義の振込先の通帳またはその写し

* 養育しているお子さんが申請者と住所が異なる場合

養育していることが分かる書類（お子さんの保険証または戸籍謄本等）

養育児童、第何子の考え方

申請書に記入する養育児童は、対象の児が出生時点において、申請者が「養育している18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者(高校3年生相当)」とします。

申請者と住所が異なる場合であっても、国内に住所があり、申請者が養育していれば養育児童に含めます(保険証等で確認をします)。

(例:令和6年度の場合)

長男(20歳)	次男(18歳・高校3年生) H18.4.2~H19.4.1 生まれ	三男(16歳) 学校の寮の住所(県外) 養育は保険証で確認	長女(0歳) R6.4.1生まれ 対象児
含めない	養育児童に含める (第1子)	養育児童に含める (第2子)	(第3子) 30万円